

徳島県情報公開審査会答申第190号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成29年1月31日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し「〇〇（保安林内の敷地使用に対する契約書及び関係書類） 那賀林務」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年2月10日、実施機関は、本件請求に係る公文書については、「当該請求に係る文書を所有しておらず、文書が存在しない」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年2月14日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

平成29年9月11日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書によると、審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

県は、保安林を管理する立場でありながら、本来あるべき書類を隠しているのは可笑しい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び当審査会における口頭理由説明によると、本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

審査請求人は、「〇〇敷地に存する保安林の使用に対する契約書及び関係書類」について、公文書公開請求を行った。

保安林は、公共の目的を達成するために必要がある森林について、森林法（昭和26年法律第249号（以下「法」という。））第25条又は第25条の2の規定に基づき、農林水産大臣又は都道府県知事が指定しており、立木の伐採や土地の形質変更等にあたっては、同法第34条の規定に基づき、事前に都道府県知事の許可を受ける必要がある。

県では、農林水産大臣との調整等を森林整備課が行い、〇〇敷地が存する阿南市を含み、那賀郡及び海部郡における立木の伐採や土地の形質変更等の許可申請の審査等の事務については、県南部総合県民局産業交流部（美波）（以下「産業交流部（美波）」という。）が担当している。産業交流部（美波）においては、保安林といえども所有者の財産として管理するものであり、敷地の所有者と使用者との間の権利関係に関与するものではないので、保有林内の敷地使用に対する契約書及び関係書類については、保有しておらず、本件処分を行ったものである。

なお、上記の許可申請について、所有者以外の者からの申請であったとしても、所有者からの同意が確認できる文書があれば、契約書の添付の必要はない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求に係る公文書は、株式会社〇〇（以下「本件法人」という。）の保安林内の敷地使用に係る契約関係書類であって、産業交流部（美波）が保有するものである。

2 本件処分の妥当性について

保安林とは、国又は都道府県において、水源のかん養や災害の防止等の公益上重要な役割を持つ森林を保安林に指定し、その公益的機能を維持するため、一定の制限を加えたり、機能強化を図るものである。都道府県では、保安林の指定・解除、立木の伐採や土地の形質変更等の行為制限に関する事務等を行っており、本県においては、森林整備課及び各総合県民局が所管している。

実施機関の説明によると、産業交流部（美波）は、本件法人の敷地が存する阿南市における立木の伐採や土地の形質変更等の行為の許可申請に対する審査等の事務を所管しており、敷地の所有者と使用者との間の権利関係に関与するものではないとのことである。

したがって、県には保安林内の敷地使用の契約書や関係書類は保有していないとする実施機関の説明について、特段不合理な点はない。

よって、実施機関が行った本件処分は、妥当であると認められる。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年 9月11日	諮問
平成31年 2月19日	審議（第160回審査会）
3月20日	実施機関からの口頭理由説明，審議（第161回審査会）
4月25日	審議（第162回審査会）

徳島県情報公開審査会委員名簿

（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
喜多 三佳	四国大学 経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 准教授	
益田 歩美	弁護士	
松尾 泰三	弁護士	会長職務代理者
真鍋 恵美子	公認会計士，税理士	